

人権を考える強調月間

11月11日(水) ～ 12月10日(木)

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例

和歌山県では、県民の皆さまとともにさまざまな施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区を問いつわせる行為や、インターネット上に同和地区を忌避する書き込みをする行為などの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、和歌山県では令和2年(2020年)3月24日から「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。行政・県民・事業者などが一体となって、部落差別の解消を推進して部落差別のない社会の実現を目指しています。

条例は県ホームページでご覧いただけます。県民の皆さんも、条例の趣旨をご理解いただき、部落差別は許されないものであるといった認識のもと、すべての県民の人権が尊重さ

れる豊かな社会を実現しましょう。

●人権ホットライン／同和問題(部落差別)の相談窓口
☎073・421・7830

問 和歌山県人権政策課
☎073・441・2563

和歌山県「同和運動推進月間」

11月1日(日)～11月30日(月)は、「同和運動推進月間」です。当町では、関係機関と協力し、啓発活動を実施します。

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

11月12日(木)～11月18日(水)は全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

全国の法務局・地方法務局では、ナビダイヤルによる相談電話「女性の人権ホットライン」を開設し、女

性の人権問題に関する相談に応じています。その一方、夫やパートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権の問題は依然として数多く発生していることから、通常の受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも相談に応じる「全国一斉『女性のホットライン』強化週間」を実施します。

法務局の職員または人権擁護委員が電話に対応し、相談者の話を聞いて、どうしたらよいかを一緒に考えます。そして、その相談内容に人権侵犯の疑いがある場合には、法務省の人権擁護機関として事案に応じた措置を講じます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●女性の人権ホットライン

☎0570・070・810
・強化週間中の受付時間／8時30分～19時(土日は10時～17時)
・通常(強化週間以外)の受付時間／平日の8時30分～17時15分

問 和歌山県地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会
☎073・422・5131

お知らせ

和歌山県「人権を考える強調月間」

11月11日(水)～12月10日(木)は「人権を考える強調月間」です。当町では関係機関と協力し、啓発活動を実施します。

人権特設相談所

11月19日(木)、人権特設相談所を開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。

●場所／清水会館
●時間／13時から16時まで

電話による人権相談窓口

・みんなの人権110番／さまざまな人権問題の電話による相談
☎0570・003・110
・子どもの人権110番／いじめ・虐待など子どもの人権問題
☎0120・007・110

■人権に関する問い合わせ

有田川町教育委員会 社会教育課
電話 22・4513
ファクス 32・4827